

令和2年3月4日

各有料老人ホーム設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

有料老人ホームに係る事業変更の届出の徹底及び留意事項について

日頃より県の福祉行政に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記について、老人福祉法第29条第2項により、有料老人ホームの設置の届出をした者は、同条第1項各号に掲げる事項（※）に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされていますが、当該届出がなされないままとなっている事例が見受けられます。また、記載内容や添付書類に不十分な点があり、届出の修正等を依頼する場合も多く見られます。

ついては、有料老人ホーム事業の内容に変更があったときは、必ず期限までに届出をするともに、届出に当たっては、下記事項に御留意願います。

記

- 1 変更届の記載に当たっては、別添記載例を参考としてください。
- 2 変更届の添付書類として、必ず変更の事実がわかる書類を同封してください。添付書類については、別添「変更届の主な添付書類」を参考としてください。
- 3 定員の増加を伴う変更又は介護保険事業計画との整合性を図る必要がある変更の場合は、事前に変更協議を行ってください。
- 4 事業譲渡等により設置事業者を変更する場合については、新規に設置届を提出する必要はなく、変更届を提出してください。
- 5 変更届の「変更年月日」と重要事項説明書の「記入日」の日付は同一日としてください。
- 6 重要事項説明書に、施設側が作成するにあたっての注意事項や省略可能とされている部分が残っている場合は、併せて削除するとともに、職員体制、入居者の状況等も記入日時点のものに更新してください。
- 7 変更届及び事前変更協議書の様式は、岐阜県庁ホームページの以下のページに掲載していますので、こちらを使用してください。
<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/koreisha-shisetsu/11215/yuuryoujin.html>
- 8 変更届の提出先は各県事務所及び岐阜地域福祉事務所ではなく、県庁高齢福祉課となります。お間違えのないようお願いします。
送付先：〒500-8570（住所記載不要） 岐阜県高齢福祉課施設整備係 宛
- 9 変更後の重要事項説明書を岐阜県庁ホームページにて公開しますので、変更手続き終了後、当該データを（c11215@pref.gifu.lg.jp）宛送付願います。

※ 老人福祉法第 29 条第 1 項各号に掲げる事項は以下のとおりです。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与をされる介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

→「七 その他厚生労働省令で定める事項」については、老人福祉法施行規則第 20 条の 5 において、以下のとおり定められています。

- 一 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 二 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類
- 三 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 四 施設の運営の方針
- 五 入居定員及び居室数
- 六 市場調査等による入居者の見込み
- 七 職員の配置の計画
- 八 老人福祉法（以下「法」という。）第 29 条第 7 項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 八の二 法第 29 条第 7 項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
- 九 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 十 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 十一 医療施設との連携の内容
- 十二 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 十三 長期の収支計画
- 十四 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

所 属	岐阜県健康福祉部 高齢福祉課施設整備係		
担当係長	榎田	担当	齋藤
電話番号	058-272-1111（内線2600）		
F A X	058-278-2639		
M a i l	c11215@pref.gifu.lg.jp		